

# 下水道使用料の賦課漏れに関する報告書

令和6年4月

河 南 町

## 第1 はじめに

このたび、本町の下水道事業において、下水道使用料の賦課徴収漏れがあることが判明いたしました。このような不適切な事務処理があったことを深くお詫びいたしますとともに、今後このようなことが無いよう努めてまいります。

この問題に関しまして、これまで調査を行ってまいりました結果についてご報告させていただきます。

## 第2 経緯

他市町村における下水道使用料の賦課徴収漏れに関する報道を踏まえ、本町においても同様の事案が無いか調査したところ、平成18年度から平成31年度までの間に事務処理した案件の中に、徴収漏れの対象6件が判明しました。

## 第3 調査対象期間

平成5年度（下水道事業供用開始時点 平成6年3月16日）から直近（令和5年度）までの31年間の全件を調査しました。

## 第4 調査方法

以下の手順で調査を実施しました。

1. 上水道利用者を抽出（約6,100件）
2. 下水道使用料徴収対象者を抽出（約5,100件）
3. 下水道事業供用開始時に遡って、排水設備等工事完了届を確認
4. 上水道利用者で下水道使用料徴収対象者でない者を抽出
5. 4の対象者と排水設備等工事完了届を突合
6. 5の突合で疑義のあった者について現地調査を実施
7. 6の対象者の上水道使用状況（各期での使用料など）を確認
8. 徴収漏れの対象者の下水道使用料を計算

## 第5 賦課漏れの内容

調査の結果判明した賦課漏れ6件について、賦課漏れの内容は次のとおりです。

《年度別賦課漏れ件数》

H 1 8	H 2 0	H 2 2	H 2 8	H 2 9	H 3 1
1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

《賦課漏れ額等》

件数	徴収漏れの額 (A) + (B)	時効前で徴収可能な下 水道使用料 (A)	時効のため徴収できな い下水道使用料 (B)
6 件	1,749,170 円	699,147 円	1,050,023 円

## 第6 賦課徴収

賦課漏れのあった6件の方々へ連絡をし、本件についてのお詫びと説明を行いました。説明した内容に対してご理解をいただき、下水道使用料の徴収開始手続きと時効前で徴収可能な下水道使用料の納付をお願いしました。

## 第7 原因

賦課漏れが判明した6件の事案については10年を超えて発生している事案もあり、文書の保存期間の関係などで当時の決裁文書などが見当たらず、当時担当部署に配属されていた職員の記憶も鮮明でないことから、当時に行われていた業務手順などについて明確に特定することはできませんでしたが、以下のものが主な原因であったと考えます。

### ①情報等の共有不足

下水道の新規使用申請のあった者については、下水道担当から上水道担当へ申請のあった者を報告することによって、下水道使用料の徴収が行われることとなっていますが、その報告の過程において、新規使用申請があったにもかかわらず、上水道担当への報告が行われていなかったと思われる事案がありました。

## ②入力の確認不足

上水道開栓時における当時の上下水道料金賦課徴収システムの入力は、上水道担当が上水道と下水道の各々の料金徴収設定を行っていましたが、上水道の区分のみに料金を徴収する設定がなされており、下水道の区分に設定がなされていない状況となっていました。また、入力された状況について下水道担当の確認不足もあり、下水道使用料の徴収漏れとなったと考えられる事案がありました。

両原因とも、下水道使用料請求事務に関わる組織内の連携が不十分であったことや組織内の確認体制が適正に機能していなかったことによるものと考えられます。

## 第8 再発防止の取組

### ①情報共有体制の構築

現在、使用開始等の届出や排水設備等の工事の完了などの情報をもとに作成した一覧表の確認を行い、大阪広域水道企業団河南水道センターへ使用料の徴収依頼をしております。また、届出等のあった書類の保管や整理についてもファイリング等厳重に行っております。今後、さらに情報の伝達や共有の不足が生じないようにするため、確認作業の複数回実施などの手順について明確化を行い、属人的な作業となることがないように注意しながら、複数人による事務処理の徹底を図ります。

### ②入力の確認体制の強化

大阪広域水道企業団河南水道センターへ使用料の徴収依頼をした結果については、徴収結果の報告などをもとに職員により確認作業をおこなってまいりましたが、賦課漏れなどが生じないようにこれまで以上に確認体制を強化するため、入力された情報の確認手順の明確化などにより、複数人による事務処理の徹底を図ります。

## 第9 今 後

今回判明いたしました事案につきまして、関係者の皆様をはじめ、住民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

今回の判明した各事案は、業務担当者の情報等の共有不足や入力の確認不足と考えられるもので、いずれも、発生を防止するための対策が取りえたものと考えます。

今後、このようなことが無いよう職員一丸となって日々の業務の確認や改善に取り組み、公平・公正な業務を徹底してまいります。